

法定福利費の内訳明示及び公表・確認について

～令和３年度より請負者は「請負代金内訳書」の提出が必要です～

～令和４年度より発注者は法定福利費概算額の公表及び

明示された法定福利費の妥当性の確認を行っています～

１．法定福利費明示の背景

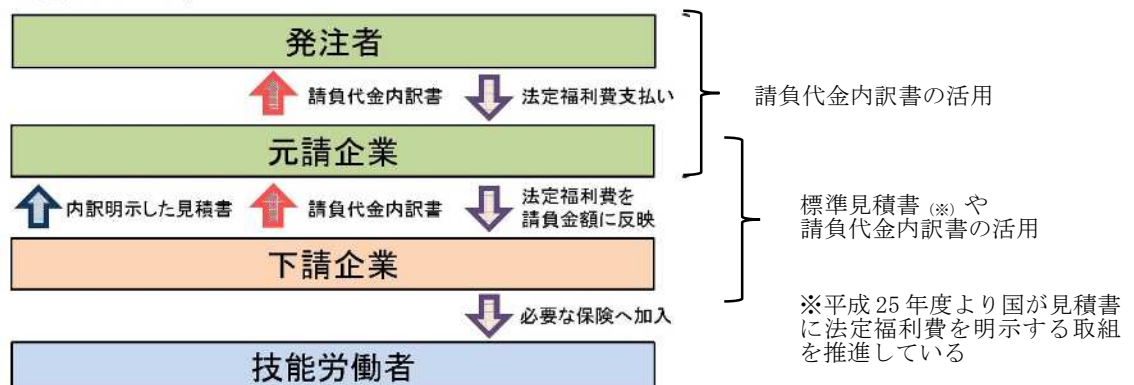
○社会保険等未加入対策

- ・建設工事における元請一下請間では、各専門工事業団体が法定福利費を内訳明示した「標準見積書」を作成しており、その活用が進展している。
- ・建設業者の社会保険等未加入対策として、社会保険等への加入を一層進展していくためには、必要な法定福利費が契約段階でも確保されていることが重要である。
- ・公共工事標準請負契約約款の改正において、請負代金内訳書において、法定福利費を明示することが標準化された。
- ・これらの背景を受け、愛知県公共工事請負契約約款においても、契約締結後、法定福利費を明示した「請負代金内訳書」を提出することとした。

○法定福利費を明示する意義

- ・現場労働者（受注者及び下請業者）の法定福利費は、それぞれの工事毎の請負金額の中に確保される必要がある。このため、請負代金内訳書において法定福利費を明示し、元請・下請間での必要な法定福利費の確保に繋げる。

（活用イメージ）



2. 法定福利費の明示

○約款等の改正内容（土木）

【愛知県公共工事請負契約約款】

（請負代金内訳書及び工程表）

第3条 請負者は、設計図書に定めるところにより、請負代金内訳書（以下「内訳書」という。）及び工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。

2 内訳書には、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示するものとする。

3 内訳書及び工程表は、発注者及び請負者を拘束するものではない。

【土木工事標準仕様書】

1－1－4 請負代金内訳書及び工事費構成書

1. 請負代金内訳書

請負者は、請負代金内訳書（以下「内訳書」という。）を作成し、工事請負契約締結後14日以内に監督員に提出しなければならない。なお、内訳書には、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示すること。

○約款等の改正内容（建築）

【愛知県公共工事請負契約約款】

（請負代金内訳書及び工程表）

第3条 請負者は、設計図書に定めるところにより、請負代金内訳書（以下「内訳書」という。）及び工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。

2 内訳書には、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示するものとする。

3 内訳書及び工程表は、発注者及び請負者を拘束するものではない。

【公共建築工事特記仕様書】

1章 その他 * 請負代金内訳書

* 契約約款第3条第1項の規定による「請負代金内訳書（以下「内訳書」という。）は、種目別内訳、科目別内訳まで作成し、提出すること。なお、内訳書には、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の法定福利費を明示すること。

○請負代金内訳書記載例

請負代金内訳書
年 月 日

愛 知 県 知 事 殿

請負者 住所
氏名
名称及び
代表者氏名

下記工事について、請負代金内訳書を別紙
のとおり提出します。

記

1 工 事 名
2 路線等の名称
3 工 事 場 所
4 契約締結年月日
5 請負代金額
金 円
6 工 期
着手 年 月 日
完了 年 月 日

工種・種別	金額	摘要
本工事費		
工事価格		
消費税等相当額		
合計		

(工事価格のうち、現場労働者に関する健康保険、
厚生年金保険及び雇用保険の法定事業主負担
額 円)

3. 法定福利費の明示にあたっての留意点

○明示する法定福利費について

- ・建設工事の直接的な作業に従事する現場作業員に係る社会保険料の事業主負担分が対象
- ・対象となる社会保険は、雇用保険、健康保険及び厚生年金保険

<社会保険の適用関係>

所属する事業所		就労形態	労働保険	社会保険	
事業所の形態	常用労働者の数		雇用保険	医療保険（いずれか加入）	年金保険
法 人	1人～	常用労働者	雇用保険	・協会けんぽ ・健康保険組合 ・適用除外承認を受けた国民健康保険組合（建設国保等）※	厚生年金
	—	役員等	—	・協会けんぽ ・健康保険組合 ・適用除外承認を受けた国民健康保険組合（建設国保等）※	厚生年金
個 人 事業主	5人～	常用労働者	雇用保険	・協会けんぽ ・健康保険組合 ・適用除外承認を受けた国民健康保険組合（建設国保等）※	厚生年金
	1人～4人	常用労働者	雇用保険	・国民健康保険 ・国民健康保険組合（建設国保等）	国民年金
	—	事業主、一人親方	—	・国民健康保険 ・国民健康保険組合（建設国保等）	国民年金

□ : 事業主負担あり
■ : 個人で加入（事業主負担なし）

※年金事務所健康保険の適用除外の承認を受けることにより、国民健康保険組合に加入する。

※国民健康保険組合は、保険料の事業主負担がある場合／ない場合がある。

○法定福利費の計算方法

① 労務費を算出し、法定福利費を求めるケース

- ・入札や見積書作成の際、直接工事費の積算において労務費を使用している場合⇒当該労務費を使用。
- ・入札や見積書作成の際、直接工事費の積算において労務費を使用していない場合⇒過去の工事实績から平均的な労務費比率を算出し、これを工事費に乗じて、労務費を算出。
- ・労務費に各保険の保険料率を乗じることで、法定福利費を算出。

$$\text{法定福利費} = \text{労務費総額} \times \text{法定保険料率}$$

平均的な労務費の比率を用いる方法

工事業種、各企業の実情に合わせて工事価格を見積もります。

工事名称	数 量	工事価格 (A)
〇〇工事	一式	1,000,000円



工事価格に対し、工事業種や各企業の実情に合わせた、平均的な労務費比率を乗じて、労務費を算出します。

工事価格 (A)	平均的な労務費比率(※1) (B)	労務費 (A) × (B)
1,000,000円	25%	250,000円

ここでは、例として25%としているが、
企業や業種によって大きく異なるため、各社適切な値を用いること。

国土交通省 HP：「法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順（簡易版）」より

② 労務費の算出が困難なケース

- ・過去の工事实績から平均的な法定福利費の割合を算出し、これを工事費に乗じて、法定福利費を算出。

$$\text{法定福利費} = \text{工事費} \times \text{工事費あたりの平均的な法定福利費の割合}$$

③ 下請企業から提出された見積書等を活用するケース

- ・下請企業から提出された法定福利費を内訳明示した見積書等を活用（明示された法定福利費の額を合算）

$$\text{法定福利費} = (\text{下請 A の法定福利費}) + (\text{下請 B の法定福利費}) + \dots$$

○法定保険料率について

<令和7年4月の各法定保険料率>

	全額	事業主負担分	本人負担分
健康保険料(※1)	10.03%	5.015%	5.015%
介護保険料(※2)	1.59%	0.795%	0.795%
子ども・子育て拠出金	0.36%	0.36%	(負担なし)
厚生年金保険料	18.3%	9.15%	9.15%
雇用保険料	1.75%	1.10%	0.65%
合計	32.03%	16.42%	15.61%

※1 都道府県によって料率が変わります。表は協会けんぽの愛知県の料率です。

※2 40歳以上65歳未満の方が対象となります。

※3 料率は都度変更されます。所管官庁のホームページで確認できます。

<保険料率の調べ方>

・健康保険料

&介護保険料 ⇒全国健康保険協会 HP:「健康保険 保険料額表」で検索

・厚生年金保険

&子ども・子育て拠出金 ⇒日本年金機構 HP

:「厚生年金 保険料額表」で検索

・雇用保険料

⇒厚生労働省 HP:「雇用保険 保険料率」で検索

○内訳明示する法定福利費について

【内訳明示の対象】

- ・健康保険の保険料は介護保険料、厚生年金保険の保険料は子ども・子育て拠出金と一体で徴収されることから、内訳明示する法定福利費には、これらの事業主負担分も含まれる。
- ・内訳明示を求められている法定福利費以外の費用（例：社会保険料の個人負担分）を除くことが困難な場合は、当該費用が含まれることを明記する。

【内訳明示の方法】

- ・法定福利費の算出方法によっては、必ずしも個々の社会保険の法定福利費を算出できるとは限らないため、社会保険の種類毎に明示せず、まとめて明示することでも差し支えない。
- ・工事費目（直接工事費、現場管理費等）毎に法定福利費を内訳明示するのではなく、請負代金総額に対して内訳明示することで差し支えない。

○法定福利費の算出について

- ・受注者は、下請企業に工事を発注する予定がある場合には、＜法定福利費の計算方法＞中の「労務費総額」又は「工事費」に下請企業の負担分を含めた上で算出することに留意する。
- ・受注段階で下請企業が確定しておらず、下請企業が社会保険の適用対象なのか、適用除外（法定福利費無し）なのか不明である場合には、全ての下請企業が社会保険に加入しているという前提で算出した法定福利費を明示する。

○入契法に基づく工事費内訳書の作成について

- ・公共工事の入札の際に発注者に提出する工事費内訳書については、法定福利費を明示することとされていないが、入札段階から法定福利費を適正に確保することが必要であり、また、契約段階での適正な法定福利費の確保や落札後の請負代金内訳書作成の効率化の観点から、入札段階からあらかじめ必要となる法定福利費を算出する（必要な法定福利費が含まれた工事費を算出する）ことが望ましい。

○法定福利費概算額の公表について

- ・発注者は予定価格に占める法定福利費概算額について、入札及び契約に関する透明性確保の観点から、入札執行調書に記載して公表する。

○法定福利費の確認について

- ・発注者は請負代金内訳書に明示された法定福利費が、予定価格に占める法定福利費概算額と乖離がないか確認する。そのため、誤記等がないように気を付けて作成してください。

4. 詳しい情報について

○法定福利費の算出方法について

法定福利費の算出方法に関しては、国土交通省のホームページ等にも掲載されていますので参考にしてください。

【各専門工事業団体の作成した業種ごとの「標準見積書」】

- ・法定福利費を適切に明示するため、各専門工事業団体において「標準見積書」を作成しており、その中で算出方法等の考え方が記載されています。

掲載先⇒国土交通省 HP：「標準見積書」で検索

【法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順】

- ・国土交通省の公表している、法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順です。

掲載先⇒国土交通省 HP：「法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順（簡易版）」で検索

「法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順」
で検索